

改憲問題についての日弁連の到達点－「鳥取宣言」の意義と内容

日弁連憲法委員会事務局次長 宮 尾 耕 二

本稿は、2006年7月25日、日弁連憲法委員会で発言させていただいた内容に、若干の加筆・補正をしたものです。本稿に記載された内容は、あくまで、個人的な見解であり、日弁連ないし憲法委員会の見解ではありませんので、ご了承下さい。

■ はじめに

事務局次長をさせていただいている奈良弁護士会の宮尾と申します。本日は、いつもより大きな会議室で、初めてお会いする方々も多いということで、非常に新鮮な気分で委員会に参加させていただいております。

昨年来、改憲問題についてはいろいろな所でお話させていただきましたが、全国から選ばれた「全日本選抜」の先生方の前でお話させていただくということで、今回は少し緊張しております。気合いが入りすぎて、今朝、奈良を出発するときに、駅の階段で足を滑らせて転んでしまった程です（笑）。

そのような状況ですので、いろいろおかしな事を口走ってしまうかもしれませんが、その点をご容赦ください。

さて、本日はお手元に、「憲法は、何のために、誰のためにあるのか－日弁連鳥取宣言の視点で自民党新憲法草案と民主党憲法提言を読む」と題された冊子をお配りさせていただいております。

これは、今年の2月に、札幌弁護士会でお話させていただいたときの原稿に加筆・補正したのですが、私個人の現時点での理論的な到達点を集約したもの…いわば昨年の取り組みの「卒業論文」のようなものです。今日は時間が限られておりますので、それを補充する意味でお配りさせていただきました。もし興味をお持ちになれば、これを機会にお目通しいただ

ければ…と思います。

ただ、この冊子に書かれている内容も、本日お話をさせていただく内容も、あくまで、個人的な見解です。憲法委員会の中にも異論をお持ちの方がおられますので、その点はご了承いただきますよう、よろしくお願い致します。

■ 「鳥取宣言」に至る経過

さて、本日の主題は、「改憲問題についての日弁連の到達点」とさせていただきます。「到達点」という表現の裏には「これはゴールではない。『第一歩』ないし『過程』に過ぎない」というニュアンスもあるのですが、これを「全日本選抜」の先生方がお集まりの場で、再確認させていただこうという訳です。

そして、その到達点を文書で確認したものが、昨年11月の鳥取人権大会で採択された「立憲主義の堅持と日本国憲法の基本原理の尊重を求める宣言」です。ちょっと長いので、私どもは「鳥取宣言」と呼んでおりますが、これが改憲問題に対する、現時点での、日弁連の基本的スタンスであるということになります。

さて、この「鳥取宣言」ですが、その取りまとめの作業は、一言で言えば「難産」…決して簡単なものではありませんでした。

それは、日弁連が「強制加入団体」だからです。弁護士であれば、必ず日弁連の会員にならなければなりません。そのような団体が政治的

な発言をすれば、個々の会員の思想信条と衝突する場面も出てくるわけです。そして、**憲法、特に9条をめぐる問題は、まさに国政の最大の争点としておのずと政治色を帯びてくる。**今まで、**会内で事実上の「タブー」とされてきたことには理由があったわけ**です。例えば、鳥取宣言は、その冒頭で、

基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする当連合会は、1997年の人権擁護大会では「国民主権の確立と平和のうちに安全に生きる権利の実現を求める宣言」を行うなど、全国の弁護士会、弁護士とともに、日本国憲法と国際人権規約などを踏まえて人々の基本的人権の擁護に力を尽くしてきた。

と述べていますが、この'97年の宣言（下関宣言）は、平和的生存権の重要性には論及したものの、焦点の9条の問題については踏み込めませんでした。

しかし、1997年以降、**憲法をとりまく状況は大きく変わりました。**

'97年当時、既に自衛隊は海外に派遣されていましたが、明文改憲が間近であるとの認識はなかったと思います。いわば「**憲法の空洞化**」が問題視されていたに過ぎません。

しかし、2003年3月に勃発した**イラク戦争**以来、状況は激変しました。地球の裏側まで自衛隊を派遣して給水活動しかできないのでは困る…といった議論を受けて、明文改憲に向けての動きが一斉に強まります。

その詳細については、お手元の資料末尾の年表に譲りますが、まさに**明文改憲が具体的政治日程に上ってきた**。そのための手続法（国民投票法案）も審議される。しかも、どさくさにまぎれて、9条だけでなく、憲法全般にわたる見直し＝**「全面改正」が議論**されようとしている。

このような状況を反映して、各種の世論調査を見ても、国民の約7割が、「**憲法改正問題に関心がある**」と回答しています。ところが、同じ世論調査でも、ほとんどの方々が「**憲法についてほとんど知らない**」と回答している…つま

り、「**関心はあるけれども、何がどうなるのかよくわからない**」というのが多くの国民の意識なのです。

では、こういった状況の中で、日弁連が沈黙していることは許されるのでしょうか？

答えは"NO"です。弁護士法は、**弁護士の使命として「基本的人権の擁護」**をあげています。その「**大本**」となる憲法が**変えられよう**としているとき、何も発言しないということは許されません。

その思いがマグマのように吹き上がり、実現したのが、昨年11月の人権大会第一シンポであり、鳥取宣言であったと思います。同宣言は、**連合会は、自らの責務として、また進んで国民の負託に応えるべく、本人権擁護大会において、日本国憲法によって立つ理念と基本原理について研究し、改憲論議を検討した。**

と述べますが、この「**自らの責務**」「**進んで国民の負託に応える**」という言葉の中に、**弁護士・弁護士会としての使命感が集約されているのだ**と私は理解しています。

そして、約1年間にわたる調査研究と徹底した議論の結果採択された「**鳥取宣言**」の内容は、数々のご批判があることを承知であえて申し上げますが、まさに**日弁連の英知の結晶**であり、国民的な議論の集約点となりうるものだと私は考えております。

また、この**宣言の日弁連会内における影響は、私の想像をはるかに超える**ものでした。例えば、直近の日弁連会長選挙、つまり平山日弁連会長が選出された選挙では、何と、「**誰が本当の護憲か!?**」が争点となり、3候補ともが「**私こそが本当の護憲だ**」と強調しておられました。

私は、各候補の選挙公報を見て目を白黒させていたのですが、何か大きく変わりました。「**火付け**」をした張本人がビックリするほどの「**大火事**」になった訳です（笑）。

そして、この選挙で当選された平山会長が、公約の実行として、今まで地方会にとって必ず

しも身近な存在ではなかった憲法委員会を「オール・ジャパン」の委員会に発展させた。それが今日、この会議につながっているわけです。

さらに、**地方**におきましても、多くの弁護士会が**人権大会のプレシンポ**を開催しました。それに前後して、「**憲法委員会**」を**発足**させた会も多いと聞いております。本日配布されている資料を拝見しますと、既に30近い会で憲法委員会が発足しているようです。

そして、静岡弁護士会などは、全国に先駆けて、「日本国憲法の基本原理を堅持する宣言」を**総会決議**という形で上げておられます。私の所属する奈良弁護士会でも、この5月20日に、総会決議を上げました。これもお手元に配布させていただいておりますので、参考にさせていただければと思います。

■「宣言」の基本的スタンス

さて、前置きはこれくらいにして、いよいよ鳥取宣言の内容についてご説明させていただこうと思うのですが、正直、この宣言を一読しただけで内容を把握できる人は少ないでしょう。議論に議論を経て作られた文章にありがちなことではありますが、読みにくい。いや、わざと読みにくくしているに違いない（笑）。

そこで、私の仕事は、それを「解説」することなのですが、まず確認すべきは**宣言の基本的スタンス**です。

結論から申し上げれば、「**鳥取宣言**」は「**護憲宣言**」ではありません。つまり、「現憲法に指一本触れてはならない」という立場ではない。

そのことは、例えば、宣言が、

憲法は、戦争が最大の人権侵害であることに照らし、恒久平和主義に立脚すべきこと。

を確認しながら、それとは別に

日本国憲法第9条の戦争を放棄し、戦力を保持しないというより徹底した恒久平和主義は、

平和への指針として世界に誇りうる先駆的意義を有するものである。

と規定していることに端的に現れています。

人権大会に出席された先生方ならご記憶のように、宣言に対する反対意見は、この点に集中しました。曰く

「わざわざ『恒久平和主義』と『より徹底した恒久平和主義』を区別して、後者について『先駆的意義』を確認するだけなのはなぜか？ これでは肝心の9条2項について『尊重』も『堅持』もしないといっているのと一緒ではないか？」

というご批判です。

このご批判については、「宣言は自衛隊を積極的に容認するものだ」とまで言われると「それは違うやろ」と思うのですが、「**9条2項を当面どうすべきかという点について沈黙している**」と言われればその通りだと思います。

では、「宣言が『護憲』を明確にしていないことについて、お前はどうか考えているのか？」と質問されたとき、私はどう答えるべきなのでしょう？

正直言って、議論の過程で、私にも葛藤がありました。

私は、「自衛隊を今すぐなくせ」と言っても、そんなものは実現しない…という、いわば現実論者です。他方で、現行の9条2項を変えることにも反対です。「じゃ、自衛隊と9条2項の関係はどうなるの？」と突っ込まれるとツライのですが、明確な答えはありません。千葉大学の小林正弥教授のように「自衛隊は『武力』であって『戦力』ではない」と解釈することにも魅力を感じますが、「非武装中立」の理想を捨てるのはちょっとサミシイな…などと、中途半端なことを考えている訳です（笑）。

ただ、いずれにせよ、私は、**個人的には、現行の9条2項を変えるべきではないと考えている**。ですから、宣言案の議論の過程で、9条2項について「堅持」はおろか「尊重」とすら明記できそうにない…とわかったとき、「そんな宣言など上げない方がいいんじゃないだろう

か」とも思いました。

しかし、結果的に、私は、宣言の積極支持派となりました。「消極支持」ではなく「積極支持」です。

その「変節」のきっかけとなったのは、慶應義塾大学の小林節教授との出会いです。

ご存じのように、小林節教授は、名うての改憲論者、9条改正論者です。ところが、一昨年9月に鳥取県主催で行われた憲法シンポジウムで、彼は、自民党の改憲論議をボロカスに批判していた。護憲と改憲とを対決させるシンポジウムで「今の改憲論議はおかしい」で一致したのです。つまり、私は、「節さんが変わった」…文字通り「変節」したのを目撃した訳ですが（笑）、教授は、現在に至るまで、現行憲法との関係では「改憲論者」でありつつ、自民党などの改憲案に対しては厳しい批判を続けています。

そして、この小林教授、実は日弁連会員でもあるのです。では、「弁護士小林節」が議論の中におられたら、どういう立場を取るだろうか…そう考えたとき、私は

「『護憲』と『改憲案に反対』とは違う。『改憲』にもいろいろあって、自称『改憲派』でも『現在の改憲案には反対』ということはある」

ことに気づいたのです。

そして、このことに気づいたとき、以前から私の頭の中でモヤモヤしていたことが形になりました。

つまり、「護憲か改憲か」という議論は、議論の立て方が大ざっぱに過ぎるのです。問題は「何をするために、どう変えるのか？」「それに賛成か、反対か」でしょう。そこをすつとばして、抽象的に「護憲か改憲か」を論じるのは不毛です。

そもそも、考えてみれば、憲法改正国民投票で過半数を組織しなければならないのは「変える側」なのです。「改悪」と表現しなければならないような改憲を止めるためには、「改憲案

に賛成しない票」を過半数組織すればよいのです。その中に自称「改憲派」がいてもいい。「護憲」で過半数を組織する必要はないのです。

そのように考えたとき、私は、少なくとも現時点においては、日弁連は「護憲」で一致する必要はないと考えました。

つまり、今の改憲論に共通する問題点があるのならば、それに反対することで一致できればいい。否、むしろ、強制加入団体たる日弁連がどこで一致できるかを実証することによって、改憲問題についての全国的な一致点を明らかにすることができる。自民党から共産党の議員までいる日弁連は、いわば「国民の縮図」であり、そこで一致できることは、日本国民全体が一致できるのではないかと考えるようになったのです。

そして、「鳥取宣言」は、まさしくそういう中身となりました。

つまり、宣言は、まとめの部分で

当連合会は、憲法改正をめぐる議論において、立憲主義の理念が堅持され、国民主権・基本的人権の尊重・恒久平和主義など日本国憲法の基本原理が尊重されることを求めると結論づける一方で、自民党の「新憲法草案」などを意識しながら、それらの内容について

日本国憲法の理念や基本原理を後退させることにつながると危惧せざるを得ないと述べています。

つまり、この宣言は現在の主要な改憲論に対して「反対」の立場を明確にしているのです。

では、宣言は、今の改憲論のどこに「反対」しているのか？ 多少異論はあるかもしれませんが、私なりに整理すると、そのポイントは2つあると思います。

1つは、憲法の基本理念たる「立憲主義」を否定し、あるいは歪めようとしている点です。

もう1つは、自民党「新憲法草案」などが、単に「集団的自衛権の行使を認め」るだけでな

く、さらに「その範囲を拡大するもの」だという点です。

以下、この点についてご説明させていただくこととしましょう。

■ 「立憲主義」の定義を確認

現在の改憲論議に対し、多くの憲法学者が共通して指摘するのは、「憲法文化そのものが変容しつつあるのではないか?」という危惧です。

なるほど、そういう観点から昨今の改憲論議の中身を見ますと、2004年11月に自民党が発表（してすぐに撤回）した「憲法改正草案大綱」の副題は、「『己も他もしあわせ』になるための『共生憲法』をめざして」…というものでしたし、そのキーワードは「国家と個人の共生」でした。

多少なりとも憲法を学んだ者としては、「あれ、憲法ってそんなものだったかな?」と思えますよね。で、その延長線上にあるのが、昨年秋に出てきた「新憲法草案」。「今までとは全然違う新しい憲法なんです!」…と自ら宣言しておられる訳ですが、ちょっと変わりすぎておられるのではないかと?

では、民主党はどうか。昨年秋に同党が発表した「憲法提言」では、「未来志向の憲法を構想する」などといって、「国家と社会と個人の協力の総和が『人間の尊厳』を保障する」とか、「憲法それ自体が国民統合の価値を体現する」とか、今までの憲法のテキストにはなかった発想が盛り込まれている訳です。

では、そこに至るまでどんな議論がなされていたのでしょうか。

宣言の準備過程に大きなインパクトを与えたのは、自民党憲法改正プロジェクトチームの委員発言録です。政権党の現役の国会議員だった先生方のナマの発言なのですが、その一部を紹介しますと、

「[憲法前文は]『十七条憲法』や『五箇条の御誓文』のように日本の文化・伝統・国柄がにじみ出るべきもの。健全な愛国心等」

「より社会に対する利益というものが優先されるということがあり得るとことはしっかりと憲法でうたっておかないと、個人の権利が広がりすぎて社会全体がそのためにむしろ停滞する。」

「夫婦別姓が出てくるような日本になったということは大変情けないことで、家庭と家族を守っていくことが、この国を安泰に導いていくもとなんだということ、しっかりと憲法でも位置づけてもらわなければならない。」

「憲法とは何かと言えば、やはり愛国心の一番の発露なのではないか。そして、その根底にあるのは何かと言えば、家族だ。」

「戦後の日本民族弱体化政策、バラバラにして二度と一致結束して立ち上がることがないようなことを主眼においた憲法の影響結果がいま現れているのではないか。それを払拭するような、公共のために、国のためにという奉仕もするし、国を守るために義務・責任を負うんだということをはっきり書いてもらいたい。」

「義務について本当に現在の憲法は規定されていない。権利の制限と言うこともこの際、義務と一緒にしっかりともういっぺん考えていただきたい。」

「神道の復活というものもあるのか。国民の心のよりどころというのが必要なのではないかと。それは一つは神道であって、象徴天皇ではないか。」

「神道は宗教なんですか。宗教じゃないように思う。天皇の権威というものは世界最高だと思う。」

「学説で、今の憲法の根幹、基本的な部分の改正は改正手続きによってもできないというのがどうも学説の主流だが、それは間違いだ。なぜならば、現在の憲法の改正手続きによってすれば、内容的な制約はない。」

といった具合です。

なるほど、小林節教授が、「こりゃあ、イカン」と思うわけですね（笑）。

つまり、現在の改憲論に決定的に欠けているのは、「憲法とはそもそも何か?」「憲法は、何のために、誰のためにあるのか?」という点についての基本的な知識です。

この点をふまえないままに憲法をいじくりまわしていただければ、いくら「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の基本原則は変えない…と言明していただいても、「憲法改正」ではなくて、**憲法の破壊＝「壊憲」**になってしまう。

だから、**日弁連の宣言のキーワードは憲法の基本理念、すなわち「立憲主義」**である…ということは比較的早い段階から決まりました。

しかし、「**立憲主義とは何か？**」…言い換えれば「**憲法の本質は何か？**」という問題については、意外なことに、憲法の教科書などでも端的に解説するものではありません。

考えてみれば当然のことで、近代立憲主義の元祖と言われる J.ロックが「市民政府論」を書いてから300年以上、世界で最初の明文憲法であるアメリカ合衆国憲法が制定されてから200年以上経っている訳です。その間に「プロイセン憲法」や「大日本帝国憲法」を含め、いろいろな内容の「憲法」が誕生した。「人権」を基礎づける概念も「神」から「法実証主義」まで紆余曲折あったわけです。

そういう複雑な歴史的経過をたどってきた「憲法」の「本質」を短い言葉で表現するなどという荒技に、学者が軽々しくチャレンジするわけはありません。

しかも、私も昨年まで知らなかったのですが、憲法学会においては、この10年余り、人権の基礎理論の部分で「地殻変動」とすら表現される大きな変化が起きていました。例えば、私達が学生時代慣れ親しんだきた「**個人の尊厳**」という概念を、学者達は使わなくなっていたのです。

私は、今年のシンポ及び大会の準備過程で「憲法の基本理念とは何か？」を調査・研究するグループの責任者を務めさせていただいたのですが、この状況には、正直、頭を抱えました。

そこで、多くの方々の協力も得て、仕事も依

頼者も放り出して（笑）、徹底的に調査研究し、議論したのですが、その結果が「宣言」の

憲法は、すべての人々が個人として尊重されるために、最高法規として国家権力を制限し、人権保障をはかるという立憲主義の理念を基盤として成立すべきこと。

という一文に集約されているのです。

ここでキーワードとなるのは「個人」と「最高法規」です。つまり、「**個人主義**」と「**法の支配**」という概念です。この2つが**憲法の最も根底にある基本理念**だ…それを確認したのが上記の宣言の記述なのです。

この2つの基本理念の沿革や内容については、本日お配りしている資料、あるいはシンポジウムの貴重報告書をお読みいただきたいのですが、ごく簡単に要約しますと、以下のようになるでしょうか。

まず、押さえておきたいのは、今私達がイメージする「**個人**」とか「**国家**」あるいは「**国家権力**」とかいうものは、**歴史的に見れば比較的新しい、いわゆる「近代」**になって登場したものだということです。

これは樋口陽一教授などが強調しているのですが、これこそが「自由」とか「基本的人権」という概念がなぜ近代になって初めて登場したのかを理解するカギとなる歴史的事実なのです。

少し突っ込んで説明しますと、中世における**封建的な社会秩序が解体**されて「**近代**」という時代へ移行するに至って、それまで「身分」「家」「領地」といった束縛にがんじがらめにされていた人々が解放され、「**独立して自由かつ平等な一人一人の人間のありかた**」という概念＝「**個人**」Individual という概念が誕生します。

また、それと対をなすように、いままでバラバラに分散していた権力が一点に集中した「**国家権力**」を中心に成り立つ、それまでとは全く異なった形の国家＝「**近代国家**」（「**国民国家**」「**主権国家**」とも言います）が誕生します。日本で言えば、幕藩体制の崩壊と天皇を中心とす

る明治政府の誕生ですね。

つまり、「個人」と「国家」は「近代」が生んだ二卵性双生児なのだと言ってもいいでしょう。だから、両者は「俺の方が偉い」と、激しく張り合うことになります（笑）。

その結果、近代国家が誕生して以来、現代に至るまで、常に、「個人あつての国家」という考え（個人主義）と「国家あつての個人」という考え（国家主義）が対立することになります。大げさに言えば、これこそが「憲法学の根本問題」なのですね。

では、「個人主義」と「国家主義」どちらが正しいのでしょうか。

まず、1689年のイギリスの名誉革命や1789年のフランス革命などといった「市民革命」は「個人主義」を思想的な軸とするものでした。それは「原始状態にあつては個人があり、その契約によって国家が誕生した」という「社会契約論」や「個人の自由を害するような圧政には反抗して当然」という「抵抗権」の考えに象徴されています。

ただ、実際には、軍隊や警察をも擁する国家権力＝最高権力者と、チンケな個人とでは、まともな勝負になりません。

だから、「近代国家」にあつて「個人主義」が勝利するためには、もう一つ別な理念の助けが必要でした。それこそが「法の支配」の理念です。それは、「国家権力」よりも優先する「法」があり、最高権力者もそれに従わなければならない…という理念です。そのルーツは個人主義よりもはるかに古いのですが、近代になって登場した「個人」概念と結びついて、「自由」…後の「基本的人権」という概念を生み出します。

すなわち、「自由」や「基本的人権」といった概念は、「法」によって、国家権力に対し、全ての人を「個人」として尊重することを義務づけ、その「幸福追求」を妨げることを禁止するということの上で成り立つものなのです。

そして、ここにいう「法」こそが「最高法規」

たる「憲法」なのですね。フランス人権宣言は、その16条で

「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていない社会は、憲法を有するものではない」

と謳いましたが、まさに市民革命の時代に、「個人主義」と「法の支配」という2つの理念が交差する中で、「立憲主義」が誕生したといってもよいでしょう。

しかし、市民革命以降、「個人主義」が常に勝利を収めてきたとは言えません。現代に至るまで、常に「国家主義」とのせめぎ合いが繰り返されてきたのです。

そして、歴史的事実として言えることは、近代国家において「国家主義」が勝利したときには、あたかも制御棒を抜かれた原子炉のごとくに国家権力が暴走し、大変な災禍が起きるということです。

それを象徴するのが20世紀になって登場したファシズムであり、ソ連型社会主義であったと思います。

前者についてはわが国も他人事ではありません。戦前・戦中のわが国を席卷した思想…これを私は「国体」ファシズムと呼んでいます。これは、「非国民」という言葉、つまり「日本人でなければ人間ではない」という発想に象徴されるように、世界史上、最も徹底かつ純化された国家主義の一つであったと思います。「お国のために死ぬこと」が最高の幸福であるとされ、基本的人権が徹底的に蹂躪された歴史を忘れてはならないのです。

さて、ここらへんで話しを「鳥取宣言」の解説に戻しましょう。

前述の'97年の下関宣言では、

「日本国憲法は、先の戦争の惨禍を教訓として、国民主権、恒久平和、基本的人権の尊重などを基本原理と定め…」

と記述されていました。つまり、同宣言では「国民主権、恒久平和、基本的人権の尊重」…いわ

ゆる憲法の「三原則」の重要性が再確認されたのですが、今回の宣言では、さらにその基底にある「基本理念」の存在と内容が確認されたのです。

憲法を「原子」にたとえれば、鳥取宣言は「陽子」「電子」「中性子」のさらにその下にある「クォーク」の存在を明らかにしたものだと言えましょう。

そして、宣言で確認された「立憲主義」の視点、つまり「個人主義」と「法の支配」の観点から、現在の改憲案を検討すると、その問題点が見事に浮かび上がります。

その多くに共通するのは、**国家と個人の対立関係を曖昧にして「法の支配」を骨抜きにし、「個人」という価値観を否定して「国家主義」へ傾倒するという論理構造**です。いわば、憲法の土台を骨抜きにして変質させようとするものなのです。

従って、宣言で確認された「立憲主義」の内容は、今出されている改憲案…たとえば自民党の「新憲法草案」や民主党の「憲法提言」に対する最も根本的かつ有効な批判となりうるものです。

「宣言」は、

改憲論議の中には、憲法を権力制限規範にとどめず国民の行動規範としようとするもの、憲法改正の発議要件緩和や国民投票を不要とするもの、国民の責任や義務の自覚あるいは公益や公の秩序への協力を憲法に明記し強調しようとするもの…中略…軍事裁判所の設置を求めるものなどがあり、これらは、日本国憲法の理念や基本原理を後退させることにつながると危惧せざるを得ない

と述べていますが、これは自民党などの改憲案を念頭においての批判です。

要するに、「『変えない』と言っておいて、こっそり土台から変えようとするとはケシカラン。こんな改憲は憲法を破壊するものだ。国民をだます気か？」という問題提起なのです。

■ 平和主義の問題について

次に、平和主義です。

「鳥取宣言」の平和主義に関する記述のうち、まず、注目していただきたいのは、下関宣言に引き続いて

21世紀を、日本国憲法前文が謳う「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」が保障される輝かしい人権の世紀とするため、世界の人々と協調して人権擁護の諸活動に取り組む決意である。

と謳うとともに、さらに踏み込んで、

戦争が最大の人権侵害である

と明記したことです。

なぜ私がこの点を強調するかというと、この視点に立つてこそ、**9条を立憲主義の体系に位置づけることができる**と思うからです。

そもそも「戦争」は、「国家が勝つこと」に全てを集中する行為です。ひとたび戦争が始まれば、「個人主義」や「法の支配」など、「国家緊急権」などといって吹き飛んでしまいます。だから憲法は、それを許さない。**憲法上の「平和主義」の核心は、国家権力に対する戦争行為の禁止**なのです。

第二次世界大戦後、約150の国が何らかの形で憲法に平和に関する規定を置くようになり、国連憲章を始めとする国際法の体系にも戦争の禁止が組み込まれていったのは、**歴史の必然**なのです。

そして、そのように考えれば、戦力不保持まで規定した**9条2項に「世界に誇るべき先駆的意義」があることは自明**ということになりました。戦争を禁止しながら、その道具である戦力の保持を認めるのは背理だし、戦力が戦争を呼ぶのも事実だからです。かつてのワイマール憲法「生存権」規定のように、100年後には世界の常識になっているに違いない…そう明言できるのは、9条を立憲主義の体系に位置づけてこそなのです。

これに対して、**改憲論者のいう「平和主義」は似て異なるもの**です。「国際協調主義」と「平

和主義」とを同義とする「新憲法草案」に象徴されるように、これらは近視眼的な政策論議の中に平和主義の問題を埋没させてしまう。いつの間にか「国家権力に対する戦争の禁止」という発想がどこかへ飛んでいってしまうわけです。

だから、当たり前のように、宣言の記述には、意味があると思うのです。

次に、注目していただきたいのは、「日本国憲法の理念や基本原理を後退させることにつながる」「改憲論議」の1つとして、「集団的自衛権の行使を認めた上でその範囲を拡大しようとするもの」があると分析したことです。

これは、今自民党などから出されている9条改正案は、「集団的自衛権」を肯定するだけのものじゃない、もっとトンデモナイ改憲案なんだよ…という分析なのです。

シンポの準備過程において、いろいろな議論が錯綜しましたが、シンポ実行委員長は

「自衛隊が違憲なのか合憲なのか、あるいは集団的自衛権を認めるべきかどうかについては、弁護士の中にも多様な意見がある。だから、それについては、日弁連としての意見を述べない。しかし、イラク戦争はダメだ。『イラク戦争に参加すべき』あるいは『イラク戦争に参加できるような憲法にすべきだ』という意見は認めない。」

と発言して議論をまとめました。それが、宣言の上記の記述に反映しているのです。

実際、今回の明文改憲の動きは、イラクへの自衛隊派遣と時を同じくして起きました。「地球の裏側にまで重武装の自衛隊を派遣しても、給水活動しかできないのでは困る。だから憲法を変えよう。」という動きです。従って、今自民党や財界などから出されている改憲案が、イラク戦争ないし第2、第3のイラク戦争に参加するための改憲案であることは、明白です。

しかし、イラク戦争は、国際法上認められた「集団的自衛権」の行使としての戦争ではありません。なぜなら、イラクからアメリカ、ない

しイギリスへの武力攻撃はなかったからです。また、イラクに対する武力攻撃について、安保理の承認も得ていなかった。要するに、イラク戦争は国際法上違法な「侵略戦争」「先制攻撃」だったのです。

イラク戦争そのもの、あるいはイラク特措法については、既に日弁連は、会長声明あるいは理事会決議という形で何度もその問題点を指摘しています。例えば、2004年2月3日に出された「自衛隊のイラクへの派遣に反対する理事会決議」では、

「米英によるイラク侵攻は、国連憲章に反するばかりか、大量破壊兵器等が発見されず、米英の主張した正当性さえ失われている」と明確に述べているわけです。

だとすれば、それに参加するために海外に軍隊を派遣し、戦闘行為をするということは、集団的自衛権の行使ならぬ「集団的先制攻撃」への参加ということになりはしないか。いうところの「国際貢献」とは「国連憲章無視クラブ」への加入ではないのか？

今回の宣言が「集団的自衛権の」「範囲の拡大」と表現しているのはこういうことです。そんなことは、立憲主義の見地からは絶対に許されない。それが宣言の立場なのです。

■ これからの課題

以上、駆け足で、鳥取宣言の内容についてご説明させていただきました。

拙い説明ではありましたが、一つの「到達点」と評価しうる宣言であることはご理解いただけたと思います。

では、この「宣言」をこれからどのように発展させてゆくべきなのでしょう？

この点については、まさに、これから集団的討議を経なければならないことです。私が個人の立場で、おいそれと発言できることではありません。

ただ、昨年やり残したことから、個人的に最低限申し上げておきたいことがあるとすれば、もし、今後も「今の改憲案には反対」という一致点で物事を進めるのであれば、新しい改憲案が出てくるたびにそれに対応しなければならない。どんな「変化球」が来ても大丈夫なように準備しておく必要がある。特に、将来、「国連憲章に定められた本来の意味での集団的自衛権の行使又は集団的安全保障活動への参加を認める」という改憲案が出てきたときに、どう対応するか…その議論は今のうちから始めておいた方がいいと思います。

また、今回の宣言に至るまでの議論では、イラク戦争とならんで改憲の震源地となっている「新自由主義」「構造改革」の影響を十分に解明することができませんでした。そのため、現在出されている改憲案についても、**社会的基本権**とか、**統治機構に関する部分**については、**まだ、その全体像を把握しきれていない**と思います。これも、今後の課題でしょう。

それから、**当面の最大の課題は、なんとんでも、「鳥取宣言」の意義を会員や国民の皆様**に伝えることだと思います。

残念ながら、マスコミなどでの取り上げが小さかったこともあり、「鳥取宣言」がどのような意義・内容を持つものであるか、十分に知られているとは言えません。今のままでは「宝の持ち腐れ」になる可能性が十分にあります。

では、どこから変えてゆけばよいのでしょうか。私は、**まず大事なのは、各弁護士会での議論**ではないかと思います。

例えば、奈良弁護士会で**総会決議**を上げるときにも、相変わらず「そんな政治的なことに弁護士会が発言すべきではない」という強硬な意見がありました。それを克服するための議論を、憲法委員会、正副会長会議、常議員会、そして総会の場で行った。それを通じて初めて、**鳥取宣言の内容が、奈良弁護士会の血肉**となったと思います。

そして、そのような決議を上げることによって、例えば、奈良では、わざわざよそから憲法学者に来ていただかなくても、総会決議の範囲…実質的には「鳥取宣言」と同じですが、その範囲では、**憲法委員会あるいは弁護士会が「自分の言葉」**で意見表明できるようになったのです。

それは、**広く国民に改憲をめぐる状況を訴える上で必要不可欠なこと**だと言わねばなりません。

さて、いよいよ「オールジャパン」の組織として日弁連憲法委員会が再出発する訳ですが、このことによって、**日弁連と各地方弁護士会が足並みをそろえて、活動できる条件**が整いました。

日弁連憲法委員会の立場から見れば、会員や市民との接点が、これまでとは比較にならないほど大きくなった訳です。

そこで、何をどうやっていくのか？ おそらくこれから数年間は、皆さんも私も、決して退屈することはないでしょう（笑）。

肩に力が入りすぎだと笑われるかもしれませんが、この取り組みが成功するかどうか、日本の、あるいは世界の未来がかかっていると思います。

非力ではありますが、私も、「切り込み隊長」として、今後とも頑張ってゆきたいと思います。

本日は、最後までご静聴いただき、どうもありがとうございました。

【年 表】

○自衛隊海外派兵

- 1991年 湾岸戦争 90億ドル支出も全く評価されず
- 1991年 湾岸戦争後の掃海艇派遣—海外の公海上への初めての派遣
- 1992年 PKO 協力法
- 1992年 カンボジア PKF への陸上自衛隊派遣—海外領土への初めての派遣
- 1993年 国連モザンビーク活動
- 1994年 ルワンダの難民救援活動
- 1996年 ゴラン高原・国連兵力引渡し監視団への派遣
- 2001年 海上自衛隊を戦時下のインド洋に派兵—戦時下の海外公海上への派遣
- 2002年 東チモール派兵
 - その他、国際緊急援助活動の一環としてトルコ、ホンジュラス、インド等に海上自衛隊の輸送艦、陸上自衛隊の医療防疫部隊、航空自衛隊の輸送機等を派遣するなど自衛隊の海外活動は常態化（既成事実の積み重ね）
- 2003年3月 イラク戦争開始
- 2003年7月 イラク特別措置法成立
- 2004年1月 陸上自衛隊がイラク到着—戦時下の海外領土への初めての派遣

○改憲への動き

政党

自由民主党（改憲）

- 2004年6月 自民党憲法調査会憲法改正PT「論点整理」
- 2005年4月 自民党新憲法起草委員会小委員会要綱
- 2005年7月 自民党新憲法起草委員会要綱
- 2005年8月 新憲法第1次案
- 2005年10月 新憲法第2次案
- 2005年10月28日 新憲法草案

民主党（論憲→創憲）

- 2004年6月 民主党憲法調査会「創憲に向けて 憲法提言 中間報告」
- 2005年4月 民主党「憲法提言」の策定に向けて
- 2005年10月31日 民主党「憲法提言」
- 2006年 民主党憲法改正案（憲法施行60年）—早まる可能性

新聞社

- 読売新聞社 1994年に第1次案、2000年に第2次案。
 - 2004年5月 読売新聞憲法改正2004年試案
- 日本経済新聞 2000年5月「次代へ生きる憲法に 自律型社会に対応を」

財界

- 2003年4月 経済同友会憲法調査会意見書 「自立した個人、自立した国たるために」
- 2004年12月 日本・東京商工会議所 憲法問題に関する懇談会「憲法改正についての意見＝中間とりまとめ＝」
- 2005年1月 (社)日本経済団体連合会 「わが国の基本問題を考える～これからの日本を展望して～」
- 2005年6月 日本商工会議所 「憲法問題に関する懇談会報告書—憲法改正についての意見—」

衆参両院の憲法調査会

- 2000年1月 衆参両院に憲法調査会設置
- 2005年4月 それぞれ最終報告書を取りまとめ
- 2005年9月 衆議院に「憲法特別委員会」設置。「国民投票法案」審議予定。

【奈良弁護士会総会決議】

憲法の基本理念を堅持する宣言

ここ数年、政党・新聞社・財界などから憲法の明文改正に向けた具体的な意見や草案が発表され、憲法改正をめぐる議論が活発となっている。また、今国会においては、憲法改正国民投票の手続を定める

法律についても議論されている。

これらの動きに対して、日本弁護士連合会は、昨年 11 月に開催された人権擁護大会において、「立憲主義の堅持と日本国憲法の基本原理の尊重を求める宣言」を行った。当会も、同宣言をふまえ、以下の点を確認するものである。

1 近代から現代にかけての歴史に鑑みるならば、憲法は、「個人の尊重」及び「法の支配」の理念、すなわち「すべての人々が個人として尊重されるために、最高法規として国家権力を制限し、人権保障をはかる」という「立憲主義」を基本理念とすべきである。基本的人権の尊重、国民主権、平和主義といった憲法の基本原則は、この基本理念が維持されてこそ成り立ちうる。

ところが、多くの改憲論は、「憲法の基本原則を維持する」との言葉とは裏腹に、「憲法は、何のために、誰のためにあるのか」という根本的な点について、我々と共通の認識に立っていない。すなわち、それらの多くは、国家権力を規制するという憲法の基本的性格を曖昧にするとともに、国家主義的な傾向を明らかにしている。

なるほど、時代の変化に伴い、憲法の中身は変化しうる。しかし、その基本的な性格、すなわち「立憲主義」の理念は堅持されなければならない。これを否定し、歪めるものは、もはや憲法の改正とはいえない。「公共の福祉」（13条）を「公益及び公の秩序」に書き換えるべきとの議論に象徴されるように、それは、弁護士、弁護士会が擁護すべき「基本的人権」のあり方にも大きな影響を与えることとなる。

2 多くの国の憲法に平和主義が規定され、国連憲章をはじめとする国際法において戦争の禁止が謳われるようになったのは、「国家が勝つこと」に全てを集中する「戦争」が、最大の人権侵害であるとともに、立憲主義そのものを麻痺させる危険を有しているからである。その意味で、日本国憲法第 9 条の「戦争を放棄し、戦力を保持しない」という徹底した恒久平和主義は、平和への指針として世界に誇りうる先駆的意義を有するものである。

これに対し、現在の改憲論の中には、「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動」などの名目の下に、海外で軍事行動をとる「自衛軍」を創設しようとするものがある。その活動は、国際法（国連憲章）で規定された集団的自衛権の行使あるいは集団的安全保障活動の枠組みすら超えるものとなるのではないかと、その危惧を抱かざるを得ない。そのような改憲は、立憲主義の理念と相容れず、およそ平和主義とは評価しえぬものである。

当会は、以上の見地から、日本弁護士連合会及び他の弁護士会とともに、憲法の基本理念を堅持するとともに、その理念が真に国民に定着するよう、取り組む決意である。

以上の通り宣言する。

2006（平成18）年5月20日

奈良弁護士会